

雲農林第1438号  
令和7年12月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

雲仙市長 金澤 秀三郎

市町村名 (市町村コード)	雲仙市 (213)
地域名 (地域内農業集落名)	国見地区 (魚洗川、小ヶ倉、百花台、山口、橋川、植松、原口、中高下、下高下、田久保、上口、角、中組、尾崎、出雲、陣、立小路、峠ノ尾、須崎、京塚、港町、船津、北下原、南下原、尾茂、今出、川原田、篠原、宮田、八斗木、山ノ上、楠高、東里、西里、上古賀、下古賀、片田、小路、向町、川西、川東、上里)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月15日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手不足による遊休農地の増大
  - ・圃場整備を行っていないところは圃場が狭く、山間部では圃場の勾配がきついため、機械の利用がしにくい圃場がある。
  - ・兼業農家が多く、圃場整備やイノシシ対策の防護柵を設置など、関係者の意見がまとまりにくい。
  - ・基幹作物であるイチゴ農家でも後継者の有無に関わらず、人手が足りないため規模拡大は厳しい状況である
  - ・従前から活用されている農地については賃借や売買が進む傾向にあるが、耕作放棄地や遊休農地については、新たな耕作希望者がほとんどいない。
  - ・農業者の高齢化により、水路等の維持管理等が困難になっている。
  - ・有害鳥獣による農作物への直接的被害だけではなく、ため池の法面や圃場を荒らすイノシシによるハード面の被害も起きており、部分的な対策だけではなく、町全体の対策が必要である。
  - ・農地転用した住宅所有者からの農薬散布や土埃についての苦情で苦慮している。
- 【エリア別】
- ・条件が整っている圃場でも、担い手不足とイノシシ被害により作り手が減っている。対策をしても意味ない(神代地区)
  - ・白ネギの作付けに適している圃場が近くにないため、基盤整備の実施により栽培面積を増やしたい(八斗木地区)
  - ・水田の水が上手く行きわたらないため、慢性的な水不足になるエリアがある。(土黒地区)

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当地域は、施設園芸(イチゴ)、ハ斗木地区はブランドである白ネギの作付けが盛んであるが今後の後継者不足は予想されており、スマート農業の導入やサービス事業体を活用し、省力化と経営の安定につなげていく。
- ・水田については、耕作者が高齢化しており今後の作付けが縮小することが懸念される中、農協等関係機関と連携して、高温耐性品種の「なつほのか」や「にこまる」に品種の切り替えを推進していく。また、水田作における畑地化を推進し、国の事業等を活用し高収益作物の作付拡大を進める。
- ・畜産業については、飼料の高騰の影響を受けずに安定した経営をするため、水田における飼料用米の作付けと水田の裏作による飼料作物の作付拡大を図る。
- ・基盤整備により生産効率を高めることで、担い手への農地集積や高収益作物の導入を図り地域全体の所得向上を目指す。
- ・有機栽培においては、市のオーガニックビレッジ宣言(令和6年度宣言予定)に基づき、有機農業に対する理解を深める機会を増やし、有機農業の拡大を図るとともに、遊休農地の活用や新規就農者の獲得へ繋げる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	変更前	変更後	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	888	887.98	ha
	変更前	変更後	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・基盤整備実施地区においては、認定農業者及び認定新規就農者等の担い手への農地集積・集団化を図る。
- ・それ以外の農地についてもまずは担い手への集積・集団化を図るが、多様な農地を担う者への情報提供を積極的に行い、農地の活用に繋げる。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・農地の貸し付けの際は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連整備事業を活用し、農用地の大区画化及び汎用化等の為の基盤整備を実施する。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域内の農業後継者の多くは、認定農業者や認定新規就農者の認定を受け、優良農地の確保に努め規模拡大の意向があることから、条件不利農地は敬遠しがちであるため、そのような条件不利農地の遊休化を防ぐためには、多様な経営体を確保し農地活用に繋げる必要がある。そのため、やる気のある高齢農家や定年帰農者等の積極的な農地利用を図るとともに、市の地域おこし協力隊員や移住対策部門と連携を図り、SNSを通じた空き農地や空き家の情報等を含めた農業を始めやすい環境を外部へ発信し、新たに農地を担う者を確保していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ被害が大きいため、地域の防護柵を設置を検討して行く。また、耕作放棄地がイノシシ被害の増加を助長していると考えられるために、耕作放棄地を解消できないか地域で検討する。
  - ②雲仙市有機農業実施計画に基づき、環境に配慮した農業の推進を進めていく。
  - ③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。
  - ④長期間水稻を作付けしていない水田や、水張りが困難な水田については畠地化を進め、高収益作物への切り替えを進める。
  - ⑨生産コストを抑えるため地域内の畜産農家と連携を密に図り、堆肥等の活用率を高めていく。
  - ⑩地域の担い手や、後継者を育成していくためには、条件の良い農地を残していくことが最低条件であるので、基盤整備をできるところからでも検討を進めて行く。
- 地域内の農業を担う者の変更が生じた場合には、地域計画の見直しを地域の農業委員、最適化推進委員等の地域農業に精通する者への確認による協議を行う。